

## 春日部市環境経営方針

### 1 基本理念

私たちのまち春日部は、日光街道の宿場町や大夙のまちとしての歴史的な伝統と江戸川や大落古利根川に代表される水と緑に恵まれた自然環境の中で、埼玉県東部地域における交通の要衝として、現在まで着実な発展を続けてきました。

しかしながら、今日のわが国の発展を支えてきた社会経済活動は、大量生産・大量消費・大量廃棄を招き、自然の恵みである資源を消費し、不用物を廃棄するものであり、私たちに便利さや物質的な豊かさをもたらしたものの、環境に大きな負荷を与えています。

また、自然の回復力を上回るほど大きくなった人間の活動は、地球温暖化やオゾン層の破壊、生態系の破壊、海洋汚染など、地球環境に重大かつ深刻な影響を及ぼし、人類の生存基盤を揺るがすまでに至っています。

これは、環境問題の多くが、市民一人ひとりの日常生活及び事業者の事業活動に起因していることを私たちは認識しなければなりません。

春日部市は、春日部市環境基本条例（平成19年条例第2号）及び第2次春日部市環境基本計画（以下「基本計画」という。）に定める基本理念並びに春日部市環境都市宣言にのっとり、環境の保全及び創造を推進するものとし、目指すべき環境像である「自然と人とが共生し 未来につなぐ環境を みんなで育てまもるまち・春日部」を目指します。

### 2 基本方針

目指すべき環境像を実現するために、次に掲げる基本計画に定める基本目標を市民・事業者・市が協働して推進します。

#### (1) 基本目標1 生活環境

快適で、澄んだ空気・きれいな水、安全なまちの実現

#### (2) 基本目標2 自然環境

住みやすい、豊かな自然・多様な生物、共生できるまちの実現

#### (3) 基本目標3 循環環境

考えよう、ごみの減量・リサイクル、持続可能なまちの実現

#### (4) 基本目標4 地球環境

便利さよりも、無駄をなくしたエコライフ、低炭素なまちの実現

#### (5) 基本目標+1 環境意識、環境教育、モラル・マナー

市民・事業者・市が、環境を共に考え自ら行動するまちの実現

### 3 基本施策及び取組項目

春日部市は、基本目標を具現化するため、基本施策及び取組項目として次のことに取り組みます。

#### (1) 基本目標1に関する基本施策

##### (ア) 地域環境の保全

取組項目① 良好な地域環境の保全と公害防止策の推進

取組項目② 地域環境の監視

##### (イ) 化学物質の監視

取組項目① 化学物質による環境リスクへの対応

取組項目② 化学物質の情報共有・相互理解の推進

取組項目③ 化学物質等の監視

取組項目④ 石綿対策の推進

#### (2) 基本目標2に関する基本施策

##### (ア) 身近な自然環境の保全

取組項目① 緑地と水辺環境の保全

取組項目② 歴史・文化・景観が調和する自然の保全と継承

取組項目③ 良好な景観の形成

##### (イ) 自然の活用の推進

取組項目① 開発等と自然との関係調整

取組項目② 農地の維持・保全、都市農業の活性化

##### (ウ) 生物多様性の保全

取組項目① 生物多様性の保全の取組

#### (3) 基本目標3に関する基本施策

##### (ア) ごみの減量化・持続可能な資源利用の推進

取組項目① ごみの発生の抑制

取組項目② 再資源化の推進

取組項目③ 水の循環利用の推進

##### (イ) 不法投棄の防止・環境美化活動の推進

取組項目① 不法投棄防止の推進

取組項目② 環境美化活動の推進

取組項目③ 路上喫煙防止の推進

(ウ) ごみの適正処理の推進

取組項目① 適正処理の確保

取組項目② 災害廃棄物の適正処理

(4) 基本目標4に関する基本施策

(ア) エネルギーの管理と高効率設備の導入による省エネルギーの推進

取組項目① 省エネルギーの推進

取組項目② 都市整備等における低炭素化

取組項目③ 環境配慮商品等の購入の促進

(イ) 再生可能エネルギー等の導入推進

取組項目① 再生可能エネルギー等の導入推進

取組項目② 市有施設における再生可能エネルギー設備等の導入推進

(ウ) 地球温暖化適応策

取組項目① 異常気象に備えたまちづくり

取組項目② 気候変動への対応に関する情報提供

取組項目③ 気候変動に適応した農作物への転換支援

(5) 基本目標+1に関する基本施策

(ア) 環境意識

取組項目① 環境にやさしいライフスタイルの推進

(イ) 環境教育

取組項目① 人材の育成

4 その他

(1) 春日部市は、基本施策及び取組項目の進行管理についてP D C Aサイクルを基本とし、環境経営の継続的改善を行います。

(2) 春日部市は、環境に関する法令又は条例若しくは規則その他の規程を遵守します。

(3) 春日部市は、環境への取組を環境経営レポートとして取りまとめ、全職員に周知するとともに、広く一般に公表します。

令和4年 2月 8日

春日部市長